

令和 3 年度

第 1 回宝塚市都市計画審議会議事録

日時 令和 3 年（2021 年）6 月 29 日（火）

午後 2 時から 4 時

場所 宝塚市役所（3 階）3－3 会議室

及び各委員所属場所等

宝塚市都市計画審議会

1 審議会要旨

(1) 開催日時 令和3年(2021年)6月29日(火)午後2時から4時まで

(2) 開催場所 宝塚市役所(3階)3-3会議室及び各委員所属場所等

(3) 出席委員等

本日の出席委員は、20人中14人で、次のとおり。

池田委員、寺本委員、山本委員、島田委員、田中大志朗委員、西井委員、岡委員、岡本委員(代理小田地域交通官)、林委員、新谷委員、齋藤委員、西川委員、青木委員、長野委員である。

定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき会議は成立した。

宝塚市都市計画審議会の運営に関する規程第5条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。

(4) 会議の内容

ア 西井会長は、議事録署名委員として、1番島田委員及び8番岡委員を指名した。

イ 次の議題について審議を行った。

議題第1号 宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて(継続審議)

議題第2号 宝塚市立地適正化計画の策定について(継続審議)

2 会議要旨

(1) 議題第1号

市

【議題第1号「宝塚市都市計画マスタープランの策定について」】

(説明開始)

それでは、議題第1号「宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて」をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

お配りしている宝塚市都市計画マスタープランの原案について、パワーポイントを使用してご説明させていただきます。右上に黄色で議題書の記載ページ番号、右下に白字でパワーポイントのスライド番号を載せていますので、参考として下さい。

はじめに、前回令和3年3月24日開催の都市計画審議会でご説明しました素案からの主な変更点について、ご説明します。

まず、都市計画審議会でごいただいた素案への意見に対応した修正を行っています。その一覧につきましては議題書1-61、62ページに掲載しています。

その他、計画全般の見直しを行い、言葉の整合や文章の充実などの修正を行っています。

全体の構成ですが、全5章から構成しております。「都市計画マスタープランの概要」、「宝塚市の現況と課題」、「都市づくりの目標」、「都市づくりの方針」、「都市づくりの推進のために」となっています。

第3章の「都市づくりの目標」につきましては、「都市計画の目標」から変更しています。また、第5章の「都市づくりの推進のために」につきましては、「施策の推

進のために」から変更しております、「都市づくり」という言葉で統一性を持たせるようにしています。

ここからは、この構成の順に説明していきます。

「第1章 都市計画マスタープランの概要」からご説明します。

まず、「改定の背景・目的」ですが、平成24年に改定しました現行の都市計画マスタープランが、令和3年度に10年間の計画期間を満了すること、また、第6次総合計画や阪神地域都市計画区域マスタープランといった上位計画の改定があること、を背景としまして、全国的な人口減少・少子高齢化の進行、コンパクト・プラス・ネットワークの推進などの都市計画に係る潮流、新型コロナ危機を踏まえた新たな働き方や暮らし方などの経済・社会の変化に対応し、都市計画マスタープランを改定します。

次に、「役割」についてですが、都市の将来像、都市づくりの方針を示すこと、長期的な視点に立った独自の都市づくりを進めていく根拠とするとともに、個別具体の都市計画などの指針であること、市民、民間事業者などの多様な主体に対して、都市づくりへの参加を促すこととしています。

次に、「位置づけ」についてご説明します。

まず、法律上の位置付けですが、都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2に基づき、市町村が策定しなければならない計画で、総合計画や都市計画区域マスタープランに即すこととされています。また、市が決定する都市計画は、都市計画マスタープランに即すこととされています。

次に、施策体系上の位置付けですが、第6次宝塚市総合計画の基本構想を都市計画の観点から推進、実現していくものとし、都市づくりにかかる計画、施策、事業は、都市計画マスタープランに即すものとしします。

次に、「宝塚市立地適正化計画との関係」ですが、都市再生特別措置法により、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされます。今回、宝塚市都市計画マスタープランの改定に併せて、立地適正化計画を策定し、宝塚市都市計画マスタープランでは、都市づくり全般の観点から、宝塚市立地適正化計画では、持続可能な都市づくりの観点からそれぞれ方針を定め、両計画が連携するとしています。

次に、「計画期間」についてご説明します。

長期的な展望を踏まえつつ、令和4年（2022年）から概ね10年間の計画期間とし、上位計画の見直しや社会経済環境などの大きな変化により、必要が生じた場合は、随時見直しを行います。

続きまして「第2章 宝塚市の現況と課題」に移ります。

まず、「宝塚市の現況」ですが、前回から再構成しております、「都市の構成」、「日常行動」を追加しています。「都市の構成」につきましては、この後、説明します「第3章 都市づくりの目標」において、「都市構成」と「都市構造」という言葉が入り乱れていて分かりにくいとの意見があったのを受けまして、宝塚市の現況で、南部市街地、市街地周辺緑地、北部地域からなる本市の都市の構成の説明を記載し、他の箇所では都市の構成という言葉の使用を止めています。

次に、「都市づくりの課題」ですが、「人口減少・人口構成の変化への対応」、「住宅都市としての更なる魅力の向上」、「宝塚らしい産業の維持・充実」、「豊かな緑の保全・活用」、「大規模災害への備え」、「公共施設の適切な維持管理と見直し」、「都市づくりにおける協働の更なる推進」を挙げています。

続きまして「第3章 都市づくりの目標」に移ります。

第6次宝塚市総合計画の基本構想では、スローガンを掲げ、その想いに向け、まちづくりの視点と都市づくりの基本的な考え方を踏まえて、めざすまちの姿を定めています。

これらを実現することを目標として、「めざす将来都市像」、「めざす都市構造」、「都市づくりの方向」を都市づくりの目標として定めています。

まず、「めざす将来都市像」ですが、3つ掲げています。

一つ目が、「居住環境の継承」で、これまでの蓄積を生かしつつ、新たなニーズにも柔軟に対応しながら、豊かな居住環境が継承された都市をめざすとしています。

二つ目が、「文化芸術の醸成」で、社会情勢や価値観の多様化・高度化に対応しながら、今後も文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成し、文化芸術が感じられる都市をめざすとしています。

三つ目が、「自然環境との共生」で、貴重な資源のもつ魅力を生かしつつ、環境への配慮や災害に強い都市づくりを進めることにより、自然環境と共生した都市をめざすとしています。

次に「めざす都市構造」ですが、まず、「基本的な考え方」として、本市では、これまで鉄道駅周辺に都市機能が集積したコンパクトな南部地域、豊かな自然環境と田園環境を有する北部地域から構成する都市構造を形成してきました。

今後は、人口減少や少子高齢化が進行する中でも暮らしやすく、地域の特性に応じた都市づくりを進めながら、これまでの都市構造を継承するとしています。

次に、「将来都市構造」ですが、「土地利用の基本的な考え方」として、南部市街地、市街地周辺緑地、北部地域のメリハリがある土地利用をめざすとし、各地域の考え方を示しています。

「南部市街地」では、一定の人口密度を維持し、利便性や身近に緑があるなど質の高い住環境を維持し、地域の特性に応じた市街地をめざすとしています。

「市街地周辺緑地」では、市街地の無秩序な拡大を防止し、ゆとりとうるおいのある都市景観を形成する重要な緑の空間として保全・活用するとしています。

「北部地域」では、自然環境や田園環境を適切に保全し、地域資源を生かした魅力的なまちづくりをめざすとしています。

次に、「拠点」ですが、地域の特性に応じた拠点形成をめざすとし、6種類の拠点を位置付けています。

まず、「都市拠点」ですが、JR・阪急宝塚駅から宝塚南口駅を位置付けています。都市全体の魅力と活力を支える拠点をめざすとしています。

次に、「地域拠点」ですが、都市拠点と武田尾駅を除く鉄道駅周辺を位置付けています。鉄道駅周辺と後背圏の生活を支える拠点をめざすとしています。

次に、「生活拠点」ですが、山麓部の商業集積地区を位置付けています。山麓部の

住宅地における身近な拠点として、生活利便機能を提供する拠点をめざすとしています。

次に、「シビック拠点」ですが、市役所周辺を位置付けています。市役所をはじめとする公共公益機能など、市民の暮らしをサポートする拠点をめざすとしています。

次に、「北部地域拠点」ですが、西谷庁舎周辺を位置付けています。公共公益施設が集積し、地域の生活を支えるとともに、市内外の人々が交流できる拠点をめざすとしています。

次に、「広域交流拠点」ですが、宝塚北サービスエリア・スマートインターチェンジ、武田尾駅を位置付けています。他地域から訪れる人々との交流や北部地域の玄関口として、ふさわしい拠点をめざすとしています。

次に、「ネットワーク」ですが、「交通ネットワーク」と「水と緑のネットワーク」を位置付けています。

「交通ネットワーク」ですが、誰もが安全・安心に移動できる交通ネットワークの形成をめざすとしています。

次に、「水と緑のネットワーク」ですが、六甲・長尾山地から市街地に流れる武庫川を「武庫川河川軸」として位置づけ、市民の憩いの場となる都市空間の形成をめざす、としています。また、六甲・長尾山地の丘陵地である市街地周辺緑地と山麓部の住宅地を「丘陵ベルト」として位置づけ、緑地とゆとりある住宅地が調和した良好な住環境と本市を特徴づける景観の形成をめざすとしています。

次に、「都市づくりの方向」ですが、6つ掲げています。「多様なライフスタイルが実現できる都市づくり」、「住まいとしての魅力が感じられる都市づくり」、「様々な活動が展開される訪れたい魅力ある都市づくり」、「緑豊かな環境が持続する都市づくり」、「安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり」、「多様な主体の協働による都市づくり」としています。

続きまして「第4章 都市づくりの方針」に移ります。

都市づくりの目標に基づき、土地利用、市街地整備、都市施設整備等、都市防災、都市景観形成の5つの部門別に、都市づくりの方針を定めています。各都市づくりの方針は、基本方針とそれに基づく個別方針で構成しています。

まず、「土地利用の方針」ですが、4つの基本方針を掲げています。

「土地利用の基本構成（南部市街地、市街地周辺緑地、北部地域）との整合性に配慮」、「南部市街地では、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進する土地利用」、「市街地周辺緑地では、緑地の保全・活用」、「北部地域では、自然環境と田園環境の保全・活用」としています。

(2)の「南部市街地では、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進する土地利用」につきましては、「コンパクトで持続可能なまちづくりを推進する土地利用」との言葉を追加しています。こちらにつきましては、「総合計画ではコンパクトなまちづくりの表現があるが、都市計画マスタープランでは記載されていない」との意見を踏まえて追加したものになります。

元々、第3章の都市計画の目標で「コンパクトな南部市街地」との記載をしていましたが、今回、土地利用の方針にも記載することとしています。

次に、土地利用の個別方針になります。

「南部市街地」につきましては、「住宅地」、「商業地」、「複合地」の大きく3つの地域に分け、これらの地域に抛らない内容を、「配慮する事項」として記載しています。

「住宅地」につきましては、「低層住宅地」、「中高層住宅地」、「幹線沿道型住宅地」に分け、「商業地」につきましては、「中心市街地」、「駅前商業地」、「近隣型商業地」、「沿道型商業地」に分けています。

「配慮する事項」につきましては、「住工混在」、「市街化区域内農地」、「歴史景観」、「大規模な土地利用転換」、「災害の危険性のある区域」を挙げています。

「昨今の気候変動による豪雨災害の発生の危険性の高まりや、立地適正化計画に防災指針を組み込むことに対応して、防災、特に水害への配慮を盛り込んでおいてもよいのではないか」との意見を受けまして、「特徴あるゾーン」から「配慮する事項」へ変更し、「災害の危険性のある区域」を追加しています。

「災害の危険性のある区域」では、土砂災害特別警戒区域などの特に危険性の高い地域について、より危険性の少ない地域への誘導を掲げています。

次に、「市街地整備の方針」ですが、4つの基本方針を掲げています。

「既成市街地と新市街地の特性に配慮」、「市街化区域の拡大は抑制し、現在の市街地規模を維持」、「既成市街地では、既存ストックの維持・更新と多様な主体の活動促進」、「新市街地では、民間開発を適切に誘導」。

個別方針としては、「既成市街地」と「新市街地」、としています。

次に、「都市施設整備等の方針」ですが、5つの基本方針を掲げています。

「既存ストックの維持・更新を基本とした整備」、「施設ごとの各種マネジメント計画などに基づく、体系的・計画的な整備」、「都市基盤施設等の更新などを通じた、地域の市街地環境や魅力の向上」、「地域特性や住民意向などを踏まえた対応」、「環境や人にやさしいまちづくりに配慮した都市施設整備の推進」、としています。

次に、都市施設整備等の個別方針になります。

「交通施設」として、「道路」、「歩行者・自転車通行空間」、「鉄道・バス施設」、「交通広場」、「駐車場」、「交通ネットワーク」の方針、「公園・緑地」として、「都市公園」、「都市緑地」、「生産緑地」の方針、「河川・ため池」の方針、「上下水道」として、「上水道」、「下水道」、「その他」の方針、「その他都市施設など」として、「ごみ処理施設など」、「火葬場・墓園」、「砂防施設」の方針を掲げています。

次に、「都市防災の方針」ですが、3つの基本方針を掲げています。

「地域防災計画に基づく、体系的・計画的な対応」、「災害に強い都市構造の形成」、「防災・減災に向けての市民と行政との協力体制の構築」、としています。

次に、都市防災の個別方針ですが、「災害に強い都市構造の形成」として、「都市防災拠点の整備」、「避難地・避難所の計画的な整備」、「緊急輸送道路の整備・充実」を掲げています。

次に、「安全な市街地の形成」ですが、「建築物など」、「避難路・避難空間」、「市街地内のオープンスペース」の方針を掲げています。

次に、「安全な都市施設の整備」ですが、「交通施設」、「公園・緑地」、「河川・水路」、「公衆衛生関連施設」、「消防施設」の方針を掲げています。

「消防施設」につきましては、消防部局からの要望により追加しています。一定規模以上の開発事業における消火栓・防火水槽の設置の促進や、既存消防水利施設の機

能の維持保全の推進を掲げています。

次に、「都市景観形成の方針」ですが、5つの基本方針を掲げています。

「山並み・河川を骨格要素としたゆとりとうるおいのある景観形成」、「良好な住宅地景観や歴史・文化的景観の保全・育成による市街地の景観形成」、「北部地域の自然・田園景観と調和した集落景観の形成」、「景観を視点に地域のまちづくりに取り組む景観まちづくりの推進」、「景観計画による都市景観形成の推進」としています。

「景観計画による都市景観形成の推進」につきましては、「基本的な方針で景観計画との関連を触れておくべきではないか」との意見を踏まえて追加しています。

次に、都市景観形成の個別方針ですが、「骨格要素の景観形成」、「市街地の景観形成」、「北部地域の景観形成」、「その他」に分け方針を掲げています。

「市街地の景観形成」につきましては、「拠点・核」、「鉄道・幹線道路」、「特徴あるゾーン」に分け、さらに「特徴あるゾーン」につきましては、前回から追加しておりまして、土地利用の方針で位置づけた、「住工混在ゾーン」、「農住ゾーン」、「歴史景観ゾーン」に分けて方針を掲げています。

続きまして「第5章 都市づくりの推進のために」に移ります。

まず、「都市づくりにおける協働の推進」ですが、「協働のまちづくりの推進」から変更しています。文章についても全面的に修正を行い、都市づくりの視点から協働をどのように考えているのかを示しています。

昨今の多様化・複雑化する社会情勢の中では、都市づくりの課題に適切かつきめ細やかに対応していくために、市民、民間事業者、行政などの多様な主体が参加・連携する協働の重要性が高まっています。

一方で、地域の価値を維持・向上させるために、多様な主体が参加するまちづくりである「エリアマネジメント」の重要性が認識されており、本市においては市民が主体的にまちづくり活動に参加し、地域の課題解決に積極的に取り組む地域も見受けられます。このような状況を踏まえ、今後も都市づくりにおける協働の重要性を認識した上でその取組を推進しますとしています。

次に、「各主体の役割」ですが、効率的かつ効果的な取組を推進するため、市民、民間事業者、行政それぞれの特性を踏まえた役割を整理しています。

まず、「市民」ですが、民間事業者の専門的な技術・知識や行政の支援・調整などを受けつつ、地域の価値を維持・向上させるための取組に積極的に関わることが期待されるとしています。

次に「民間事業者」ですが、自らの事業や活動による専門的な技術・知識などを生かしたサービスの提供などによる地域への参加が期待されるとしています。

次に「行政」ですが、都市計画マスタープランに基づき都市計画制度を適切に運用するとともに、民間事業者の専門的な技術・知識も活用し、市民の主体的な都市づくりへの参加も促しつつ計画的な都市づくりを進めるとしています。

次に、「多様な主体の活動の促進」ですが、市民や民間事業者が主体的に、情報や資料を収集・活用し、まちづくりについて考え、意識を高めることができるよう、行政情報の蓄積と提供、出前講座や専門家派遣などに努め、また、空き家・空地対策や買い物支援などのエリアマネジメントに積極的に取り組んでいる地域があることから、これらの活動を先進事例として横展開を進めるとともに、地域間の連携を支援す

るとしています。

次に、「官民連携によるまちづくりの推進」ですが、PPPやPFI、エリアマネジメントといった手法を導入するなど、地域に関係する市民や民間事業者が主体となって地域の価値を維持・向上させていけるよう、適切な支援を図るとともに、官民連携によるまちづくりを推進するための体制や制度などの充実を図るとしてしています。

次に、「行政の推進体制の充実」ですが、まず、「関連施策との連携、総合的な対応」として、庁内の関係部局との連携を強めるとともに、庁内の横断的な体制づくりを推進するとしてしています。

次に、「関係機関との連携・役割分担」として、部門別の計画の策定、個別具体の事業・施策などの実施においては、周辺市町、県、国など関係機関との連携と役割分担を図り、広域的なものについて、総合的な観点から整合を図りながら都市づくりを推進するとしてしています。

続きまして「地域別都市づくり図」に移ります。

地域のまちづくりを促進するため、各地域の都市構造や土地利用、地域特性などを、地域ごとに一覧できるように整理し、地域別都市づくり図として示します。行政の施策や事業と市民が連携する場合や地域特性に着目したまちづくりに取り組む場合などにおいて参照・活用されることを想定しています。

「地域別都市づくり図の範囲」ですが、拠点を含んだ日常生活圏や市街地の形成過程、概ね小学校の通学区域を範囲とするまちづくり協議会のまとまりなどを踏まえた7つの範囲、としています。

次に、「地域別都市づくり図の掲載内容」ですが、各範囲において、「都市構造・土地利用」と「地域特性」の2種類の図としています。

「都市構造・土地利用」につきましては、将来都市構造で位置づけた拠点、土地利用の方針で位置づけた各エリア、その他都市計画道路や公共施設を掲載しています。

次に「地域特性」ですが、地区計画や景観計画特定地区などのまちづくりルールのある地区や市街地再開発事業などの面整備事業を行った地区、国立公園や特定緑地保全地区などの保存地区、河川や公園などの地域資源、幹線道路・補助幹線道路などを掲載しています。

宝塚市都市計画マスタープラン原案の説明は以上になります。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。

本会議の意見を踏まえるとともに、庁内や県との調整も行いつつ、計画書の充実を行い、8月に住民説明会を行う予定です。

その後、令和4年度の計画の公表に向け、9月に、再度、本計画の継続審議を行い、11月のパブリックコメントを経て、来年2月に答申審議を行う予定としています。

以上で、議題第1号「宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて」の説明を終わります。

会 長 今回初めて委員として参画された方もいますので、分からない点、質問したい点など忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

委 員 スライド29の都市防災の方針について、(4)協働による防災・減災の取組「①上水道」とはどのような意味でしょうか。

市 錯誤です。失礼いたしました。

会 長 議題書1-48、1-49ページは基本方針が3つ挙げられており、スライド28にまとめられています。個別方針は4つに分かれており、スライド29で(1)～(4)になっています。

基本方針と個別方針の関係はどのように理解すれば良いのでしょうか。

市 基本方針の(1)と個別方針の(1)は一对のものではありません。基本方針は、あくまでもトピックスを書いており、それに基づいて個別具体的の方針を個別方針として項目立てしています。

会 長 都市計画マスタープランを初めて読まれる方は、基本方針の(1)と個別方針の(1)といった項目は、つながりがあるのかなという思いで読まれる方もいらっしゃると思います。最終的には分かりやすい表現にしたり、基本方針や個別方針の意味合いを説明されたりすると分かりやすいと思いますので検討してください。

先ほどの委員の方は続きがあるようにお見受けいたしましたが、いかがでしょうか。

委 員 スライド29の(1)災害に強い都市構造の形成 ③緊急輸送路の整備・充実について、最近の大規模豪雨の防災対策として、緊急輸送路の整備・充実とともに「避難路の整備」を合わせて記載できないでしょうか。

避難路について地図を用いてご説明したいと思います。

ハザードマップの一部を抜き出した地図ですが、中央に武庫川が流れており、武庫川の両岸に赤い着色がある箇所が、想定最大規模の降雨が発生した際に50cm～5m程度まで浸水が予想される区域です。右岸地域で避難行動を考えてみますと、南北方向や東方向は浸水エリアが広がっており、西方向への避難が考えられます。その時に宝塚池田線、逆瀬川米谷線が都市計画道路として整備されており、その方向に避難路が整備できれば避難行動が容易になるのではないのでしょうか。

また、この地域はフラットな地形のため夜間になると方向が分かりづらくなるといいますので、夜間でも分かるような誘導の表示が必要だと思います。

一方で、宝塚の左岸地域は、地形的に北から南に傾斜する地形ですから、北側の方向に避難する形になると思いますが、南北方向に整備されている道路については、北側に上り勾配になっていますので、方向が分かりやすいと思います。

ここに川面長尾山線、宝塚長尾線が整備されていますので、北側に方向表示すればわかりやすいのではないのでしょうか。川面長尾山線については近くに宝塚小学校がありますから、避難所までの誘導表示も可能だと思います。

緊急輸送路の整備と合わせて「避難路の整備」を加筆できないでしょうか。

- 会 長 議題書 1-4 8 ページ、③緊急輸送路の整備・充実に「緊急輸送路及び避難路など、車両や歩行者導線としての都市計画道路の整備を推進します。」と記載がありますが、委員の方がおっしゃったような具体的な記載はないので、地域別の都市づくり図などにどの程度記載するのかという議論になってくるかと思えます。ご検討いただければと思いますが、事務局としてご回答をお願いいたします。
- 市 具体的な避難路の計画は関連計画になります。都市計画マスタープランの中にどこまで避難路を記載するかという点においては、ご意見を踏まえて検討いたします。
- 委 員 スライド 3 3、3 4 のエリアマネジメントについて、雲雀丘山手地区の活動が国交省のエリアマネジメントにおける代表的な事例として取り上げられていますが、雲雀丘山手地区で活動されている方々は、エリアマネジメントとして活動をしている団体かどうかは記載されておりません。国が推進しているため、雲雀丘山手地区の活動をエリアマネジメントと呼んでいるだけではないでしょうか。
- 実際に活動されている方々は、自分達の活動がエリアマネジメントかどうかは重要ではなく、まちづくり活動を行うことが重要なので、エリアマネジメントという言葉が急に出てきたことに対して、エリアマネジメントとは一体何かという疑問が投げかけられるのではないかと思います。エリアマネジメントは宝塚市にどれだけ浸透しているかを考えた上で記載した方がいいのではないのでしょうか。他の委員の方々にもご意見いただきたいです。
- 市 前回の都市計画審議会においても、市民委員からエリアマネジメントという言葉が理解しにくいといった意見もありました。事務局においても、エリアマネジメントとこれまで取り組んできた協働のまちづくり、もしくはボランティアや地元の活動など地域の様々な活動を踏まえて、どれがエリアマネジメントで、どれが協働のまちづくりで、どれがボランティアなのかという千差万別で、それぞれが思うカテゴリーは微妙にずれがあることが分かった次第です。
- 協働のまちづくりは、ソフトもハードも含めて広く市民と市が協力して活動することが理解の幅です。一方でエリアマネジメントは、具体的に申し上げますと、公共空間などを活用することにより収益を得て、それを活動資金とし、地域の活性化につながるという点などが入ると考えられます。
- 新しい時代の協働や住民同士での活動の表現をエリアマネジメントとして表したかったというのが市としての思いです。
- 耳慣れない言葉であるため、用語の解説は必要かと思えますが、時代の流れに合わせて様々な主体の活動を促進したいという思いで表現しています。新しい言葉を使って新しい都市づくりを模索したいという意味で、事務局としてはエリアマネジメントという表現を残したいと考えています。
- 委 員 今回の説明では、今までのまちづくり協議会が取り組んでいたボランティア的な活動とは違い、むしろ金銭を獲得して、地域を運営しようというように聞こえました。
- 会 長 エリアマネジメントは、これからの都市づくりの一つの手法であり、時代の流れになってきています。事務局がおっしゃられた通り、これからの宝塚市のまちづくりの中に、これまでの協議会方式や協働で進めてきたまちづくりに付け加えて、エリアマネジメントといった手法を都市づくりのこれからの方向性として付け加えていき

いという趣旨だと思います。

地域に適したまちづくりの手法として位置づけて考えていきたいということだと思います。

更に説明を追加すると、エリアマネジメントは従来の PPP/PFI とも違う制度です。まちづくりの手法が多様になってきていることを見越して、宝塚市も新しい方法を取り入れる方向で考えてみたいということがここでの趣旨だと思います。

国交省が雲雀丘山手地区の活動を位置づけていますが、それは国交省の考え方であり、原案作成時にそこを意識して作成しているわけではないため、その辺りは説明していかないと誤解を生む可能性もあるため、エリアマネジメントという言葉を残すのであれば、注釈は必要だと感じます。

市 エリアマネジメントは国からも紹介されている一つの制度です。民間事業者を入れながらというような BID（地域再生エリアマネジメント負担金制度）をイメージしていますが、宝塚市が考えるエリアマネジメントはそのような形に拘束されるものではなく、今までの都市づくりに加えて市民それぞれが地域の新たな価値を見出しながら、潤いやゆとりのある生活をここで営んで頂こうということで、協働で取り組みますが、持続可能性を考えたときに、ボランティアや住民の力だけではなく民間事業者も参画することで持続性を確保した新たな価値観を創造し、地域をいかに育てていくかという新たなまちづくりの一つの方法として、エリアマネジメントをこれから宝塚市として活用していきたいと考えています。

耳慣れない言葉かとも思いますが、宝塚市の思いを市民に説明し、市民が主役になっていくようなまちづくりをみなさんと取り組んでいきたい、情報発信に取り組んでいきたいと考えています。

会 長 今後、住民説明会も予定されていますが、事務局の思いを都市計画マスタープランに書きこんでいくことも大事な作業かと思えます。次回の審議会で改めて確認できればと思います。

市 分かりました。

委 員 市の見解は、理解しました。文章を読んだときに、今までの活動の延長線上にエリアマネジメントがあることが分かるような記載をしていただきたいと思います。

市 検討します。

委 員 都市計画マスタープランと第 6 次宝塚市総合計画の関係について簡単にご説明いただきたいと思います。

市 議題書 1-6 ページに体系図を記載しています。

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を掲げており、宝塚市においては都市計画の最上位計画になります。その他の施策を含めて最上位の計画が第 6 次総合計画になります。

宝塚市においては、総合計画が最も上位の計画でその下に都市計画マスタープランが位置しています。

一方で、都市計画に関する計画については、兵庫県が策定している阪神地域都市計画区域マスタープランが上位にあり、それに即して宝塚市都市計画マスタープランを策定しています。都市計画マスタープランの下に関連計画、部門別計画、個別具体の都市計画があります。

会 長 それでは、第 1 号議案の審議はこれで終了いたします。

(2) 議題第 2 号

【議題第 2 号「宝塚市立地適正化計画の策定について」】

(説明開始)

市 それでは、議題第 2 号「宝塚市立地適正化計画の策定について」をご説明します。よろしくお願ひします。

 議題第 1 号と同様に、パワーポイントを使用してご説明させていただきます。

 はじめに、前回の都市計画審議会で説明しました素案からの主な変更点について、ご説明します。

 まず、都市計画審議会でもいただいた素案への意見に対応した修正を行っています。その一覧を議題書 2 - 4 7 ページに掲載しています。

 その他、計画全般の見直しを行い、言葉の整合や文章の充実などの修正を行っています。

 次に、全体の構成ですが、全 9 章から構成しておりまして、「立地適正化計画の概要」、「立地適正化計画の基本的な方針」、「居住誘導」、「都市機能誘導」、「交通ネットワーク」、「誘導施策」、「立地適正化計画の防災指針」、「届出制度」、「計画の評価と進行管理」となっています。

 この構成の順に説明します。

 「第 1 章 立地適正化計画の概要」からご説明します。

 まず、「背景・目的」ですが、「人口減少・少子高齢化が進む中、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方に基づき、医療・福祉施設、商業施設や住居などを誘導し、あらゆる世代の住民が公共交通によりこれらの施設に容易にアクセスできることを目的とした立地適正化計画が、平成 26 年に制度化されました。本市においても、今後人口減少や少子高齢化の進行が予測されており、そのような状況の中でも持続可能な都市としていくため、宝塚市立地適正化計画を策定するとしています。

 次に、「立地適正化計画に定める事項」ですが、法律上、計画に定める事項としまして、「立地適正化計画の区域」、「立地の適正化に関する基本的な方針」、「居住誘導区域」、「居住を誘導するための施策」、「都市機能誘導区域」、「誘導施設」、「誘導施設を誘導するための施策」、「防災指針」となっています。

次に、「位置づけ」についてご説明します。

本計画は宝塚市都市計画マスタープランの一部として、上位計画で県が策定する「阪神地域都市計画区域マスタープラン」と本市が策定する「第6次宝塚市総合計画」に即し、他の関連計画との整合を図るとしています。

次に、「対象区域」ですが、宝塚市全域としておりまして、「計画期間」を概ね20年後の都市を展望し、令和4年度から10年間としています。

また、概ね5年を目途に調査、分析、評価を行い、上位計画の見直しや社会経済環境の変化による見直しも想定しています。

続きまして「第2章 立地適正化計画の基本的な方針」に移ります。

まず、「立地適正化計画の目標」ですが、「住宅都市として、+αの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる都市」を掲げています。これまで培われてきた郊外住宅都市としての住環境やブランドを生かした、便利でありながら落ち着きがある暮らしが実現できる都市をめざすとともに、「交流・活動のある暮らし」、「文化芸術が身近にある暮らし」、「便利で質の高い暮らし」、「柔軟に働く暮らし」など、魅力的で多様なライフスタイルが実現できる都市をめざすことを掲げています。

さらに、この目標に向け、誘導方針を3つ設定しています。

一つ目が、「宝塚の個性を生かした居住誘導」で、「豊かな自然に囲まれた閑静な住宅地、阪神間モダニズム文化の影響を受けて育まれてきた郊外住宅地、歴史・文化が漂う住宅地などの宝塚の個性を生かし、災害リスクも踏まえた居住誘導を図る」としています。

二つ目が、「地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出」で、「郊外居住の文化や交通利便性、都市機能の集積状況、居住者のニーズなど、地域特性に応じた都市機能を誘導し、多様でかつ魅力的な空間の創出を図る」としています。

三つ目が、「誰もが移動しやすい環境の形成」で、「市街地内の様々な場所で、多様な活動が実現できるよう、移動を総合的にとらえ、誰もが移動しやすい環境の形成を図る」としています。

続きまして「第3章 居住誘導」に移ります。

まず、「居住誘導の基本的な考え方」ですが、本市はこれまで、鉄道沿線のまちづくりや区域区分などの諸制度の活用により、市街化区域において、コンパクトで良好な市街地環境を形成してきました。

今後も、コンパクトで良好な市街地環境を生かすため、居住誘導区域は現在の市街化区域を基本とした上で、「人口密度維持」、「緑の保全」、「防災」の視点から居住誘導が適切でない範囲の有無を検討し、居住誘導区域を設定としています。

次に、各視点の状況とそれを踏まえた居住誘導が適切でない範囲について順にご説明します。

まず、「人口密度維持の視点」ですが、人口密度の低下が予測される地域はありますが、住宅地ブランド、住民のエリアマネジメントなどにより、住宅ストッ

クの更新や良好な市街地環境の維持などが期待されることから、居住誘導が適切でない範囲を設定しません。

ただし、市街地縁辺部については、人口密度の低下に伴い、公共交通などの維持が困難になることから、今後の人口減少の状況を注視します。

次に、「緑の保全の視点」ですが、市街地内では、農地の保全のため、生産緑地地区を指定し、また、市民の休息、運動などの空間として多数の都市公園が整備されています。また、市街地の縁辺部では、後背部の市街地周辺緑地との調和のため、地区計画により、住宅の建築を制限している地区があります。

これらの緑は今後も保全すべきであることから、生産緑地地区、都市公園、市街地縁辺部の地区計画で住宅の立地を認めていない区域を、居住誘導が適切でない範囲とします。

次に、「防災の視点」ですが、山麓部の市街地縁辺部では、土砂災害警戒区域が指定され、その一部では土砂災害特別警戒区域に指定されているところがあり、がけ地の一部では急傾斜地崩壊危険区域に指定されているところがあります。また、平野部では武庫川を中心に洪水浸水想定区域が広がっています。

建築や宅地開発に制限のある土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は、居住誘導が適切でない範囲とし、その他の災害リスクがある区域は、居住誘導区域に含めますが、災害リスクに対する対応策を防災指針に示します。

スライド17が居住誘導区域の図になります。

市街化区域から居住誘導が適切でない範囲として設定したものを除外し、居住誘導区域としています。

本図では、居住誘導区域ではない「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「生産緑地地区」、「都市公園」についても居住誘導区域で着色していますが、文言で除外することを記載し、区域の変更に追従するものとしています。

続きまして「第4章 都市機能誘導」に移ります。

まず、「都市機能誘導の基本的な考え方」ですが、立地適正化計画の目標で掲げる「交流・活動のある暮らし」、「文化芸術が身近にある暮らし」、「便利で質の高い暮らし」、「柔軟に働く暮らし」の実現のため、拠点ごとに誘導方針を設定し、拠点形成に必要な施設、都市機能誘導区域の設定を行うとしています。

次に、「誘導方針を設定する拠点」ですが、宝塚市都市計画マスタープランで掲げる将来都市構造では、鉄道駅などの市民の生活の中心となっている場所を拠点として位置付け、地域の特性に応じた拠点形成をめざしています。

この拠点のうち、居住誘導区域内にあり、多くの人が集まり、機能の集積の必要性の高い「都市拠点」、「地域拠点」、「シビック拠点」について誘導方針を設定しています。また、本計画では、地域拠点を特性に応じ、さらに3つに細分化しています。

次に、「拠点形成に必要な施設の設定」ですが、各拠点の誘導方針に基づき、拠点形成に必要な施設を設定し、そのうち、法律などにより建物用途が明確にできるものを誘導施設とします。

食品スーパー、診療所、保育所など日常生活を支える機能、また、拠点形成に

必要な施設についても、小規模なものは、住まいの身近にバランスよく立地することが求められるため、誘導施設として設定しません。

次に、「都市機能誘導区域の設定」ですが、まず、都市拠点、地域拠点1～3については、徒歩による移動のしやすさと用途地域の指定状況を考慮し、都市機能誘導区域を設定します。

具体的には「駅から概ね500m圏内」、「駅から線路、幹線道路を跨がずに移動できる範囲」、「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を除いた範囲」、「阪急沿線より山側の住居系用途地域を除いた範囲」で区域を設定します。

シビック拠点については、市役所を中心に集積した公共施設の敷地を都市機能誘導区域に設定しています。

次に、各拠点の誘導方針、拠点形成に必要な施設、都市機能誘導区域ですが、順に説明していきます。

まず、「都市拠点」ですが、「JR・阪急宝塚～宝塚南口」になります。

誘導方針として、「本市の中心地かつ広域的拠点として、多様な機能を誘導」を掲げ、拠点形成に必要な施設を設定しています。

その内、「公民館、図書館、公益施設、大型交流施設、文化芸術施設、劇場、博物館・美術館、大規模店舗・飲食店」を誘導施設として設定しています。

スライド24の、赤線で囲まれたところが、都市機能誘導区域になります。区域面積は約69haで、既存施設では「宝塚文化創造館、文化芸術センター、ソリオホール、宝塚大劇場、手塚治虫記念館、宝塚阪急」が誘導施設に該当します。

次に、「地域拠点1」ですが、「逆瀬川」と「中山寺～中山観音」の2箇所になります。

誘導方針として、「右岸・左岸地域の広域的な拠点として多様な機能を誘導」を掲げ、拠点形成に必要な施設を設定しています。

その内、「公民館、図書館、公益施設、大型交流施設、文化芸術施設、大規模店舗・飲食店（地域拠点型）」を誘導施設として設定しています。

スライド26が、地域拠点1「逆瀬川」の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約33haで、「アピア1」が誘導施設に該当します。

スライド27が、地域拠点1「中山寺～中山観音」の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約98haで、「フレミラ宝塚、ダイエー宝塚中山店、グラングレート宝塚」が誘導施設に該当します。

次に、「地域拠点2」ですが、「仁川」、「小林」、「清荒神」、「売布神社」、「山本」の5箇所になります。

誘導方針として、「市民の身近な拠点として、交流機能や文化機能を誘導」を掲げ、拠点形成に必要な施設を設定しています。

その内、「公民館、図書館、公益施設、文化芸術施設」を誘導施設として設定しています。

スライド29が、地域拠点2「仁川」の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約13haで、「さらら仁川公益施設」が誘導施設に該当します。

スライド30が、地域拠点2「小林」の都市機能誘導区域の図になります。区

域面積は約 39ha で、「西公民館、西図書館」が誘導施設に該当します。

スライド 3 1 が、地域拠点 2「清荒神」の都市機能誘導区域の図になります。

区域面積は約 12ha で、「中央図書館、ベガホール」が誘導施設に該当します

スライド 3 2 が、地域拠点 2「売布神社」の都市機能誘導区域の図になります。

区域面積は約 3ha で、「ピピア売布公益施設」が誘導施設に該当します。

スライド 3 3 が、地域拠点 2「山本」の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約 23ha で、「園芸振興センター」が誘導施設に該当するよう前回から変更しています。

次に、「地域拠点 3」ですが、「雲雀丘花屋敷」になります。

誘導方針として、「市民の身近な拠点として、住環境と調和しつつ、交流機能や文化機能を誘導」を掲げ、拠点形成に必要な施設を設定しています。

スライド 3 5 が、地域拠点 3「雲雀丘花屋敷」周辺の図になります。住環境との調和を重視する方針であることから、誘導施設、都市機能誘導区域の設定はありません。

次に、「シビック拠点」ですが、「市役所周辺」になります。

誘導方針として、「公共公益機能など市民の暮らしをサポートする機能を誘導」を掲げ、拠点形成に必要な施設を設定しています。

誘導施設は「市役所、スポーツ施設、公民館、大型交流施設」を設定しています。

スライド 3 7 が、「シビック拠点」の都市機能誘導区域の図になります。区域面積は約 23ha で、「市役所、中央公民館、スポーツセンター、末広体育館、阪神シニアカレッジ」が誘導施設に該当し、阪神シニアカレッジは前回から追加しています。

続きまして「第 5 章 交通ネットワーク」に移ります。

「交通ネットワーク形成の考え方」ですが、「鉄道駅間を結ぶ「拠点間ネットワーク」、鉄道駅と周辺の住宅地を結ぶバスを中心とした「拠点・地域間ネットワーク」を形成し、併せて、交通ネットワークを補完するために、多様な主体による移動手段確保をめざす」としています。また、「市街地内を歩きやすく、自転車でも移動しやすい環境を形成する」としています。

具体的な方向性については、現在、別途策定中の地域公共交通計画で示します。

続きまして「第 6 章 誘導施策」に移ります。

まず、「居住誘導の施策」ですが、5 つ掲げています。

「ゆとりある住環境の維持・向上に向けたエリアマネジメントの支援」、「良好な住環境維持に向けた空き家等の発生抑制」、「緑の保全・創出」、「総合的な防災力の向上」、「老朽化した都市計画施設の改修」になりまして、(5)の「老朽化した都市計画施設の改修」を前回から追加しています。

次に、「都市機能誘導の施策」ですが、6 つ掲げています。

「多くの市民、来訪者が訪れ、交流・活動が生まれる都市拠点の形成」、「交流や文化芸術活動ができる場の維持・誘導」、「既存ストックの活用による多様な活動空間の創出」、「柔軟な働き方ができる環境の形成」、「利便性の高い暮

らしを支える商業・サービスの充実」、「公共建築物の適正配置」になります。

次に、「交通ネットワークの施策」ですが、4つ掲げています。

「鉄道、路線バスの維持・充実と利用促進」、「地域の実情に応じた新たな移動手段の確保」、「自転車利用者や歩行者の安全確保」、「歩道や交通結節点のバリアフリー化」になります。

続きまして「第7章 立地適正化計画の防災指針」に移ります。

まず、「防災指針の趣旨」ですが、「宝塚市地域防災計画との整合を図りつつ、立地適正化計画の目標に即すとともに、居住誘導区域における居住者の安全性確保」を主な目的としています。

次に、「対象とする災害と災害ハザードエリア」ですが、災害については、「土砂災害」と「水害」を対象とし、災害ハザードエリアについては、「土砂災害警戒区域及び特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、計画規模降雨・想定最大規模降雨の「洪水浸水想定区域」としています。

なお、地震災害につきましては、市内全域に災害リスクがあることから、防災指針では対象外とし、地震を含めた総合的な都市防災の方針は宝塚市都市計画マスタープラン示しています。

次に、「災害リスク」ですが、浸水深3m以上の想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域が、人口密度が高いエリアにも分布しています。災害ハザードエリアに立地する避難所があります。浸水深3m以上の想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域が、市役所の一部に分布しています。

以上の災害リスクを踏まえ、3つの課題を設定しています。

「都市基盤施設の整備」、「防災拠点の整備」、「避難に対する普及・啓発」になります。

以上の課題を踏まえ、方針を5つ掲げています。

「都市基盤施設整備の継続」、「大規模災害を想定した防災拠点の整備」、「警戒・避難対策（ソフト対策）の推進」、「低リスク化対策」、「広域連携、官民連携の推進」になります。

防災指針の方針に基づき、取組を掲げています。

まず、「土地利用対策」として、「災害ハザードエリアの指定・見直し」、「農地・緑地の保全」になります。

次に、「都市基盤施設等整備（ハード対策）」として、「急傾斜地崩壊対策」、「防災拠点の整備」、「河川整備」、「下水道整備」、「雨水流出、貯留対策」になります。

次に、「警戒・避難対策（ソフト対策）」として、「リスク情報の提示」、「地域や施設の避難計画支援」、「避難に係る自助共助体制の確保」、「民間施設との避難協定」になります。

続きまして「第8章 届出制度」に移ります。

本計画の公表後は一定の行為に対して届出が、法律上義務付けられます。

まず、「居住誘導区域外における事前届出」ですが、「居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発や建築行為等を行う場合には、着手する日の30日前までに、行為の内容や場所等について市長への届出が必要」となります。

次に、「都市機能誘導区域外における事前届出」ですが、「都市機能誘導区域外において、誘導施設の開発や建築行為等を行う場合には、着手する日の30日前までに、行為の内容や場所等について市長への届出が必要」となります。

次に、「都市機能誘導区域内での施設の休止または廃止の届出」ですが、「都市機能誘導区域内においては、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、着手する日の30日前までに行為の内容や場所等について市長への届出が必要」となります。

続きまして「第9章 計画の評価と進行管理」に移ります。

誘導方針のうち、居住誘導に関する「宝塚の個性を生かした居住誘導」、都市機能誘導に関する「地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出」に対して目標指標と目標値を設定しています。

まず、「宝塚の個性を生かした居住誘導」の目標ですが、「居住誘導区域内の人口密度」を目標指標にしています。

目標値につきましては、宝塚市人口ビジョンの目標設定の考え方と整合をとっており、令和22年度で72.4人/haとしています。

また、モニタリング指標として、「住環境が良いので住みたいと思う人の割合」と「自然環境が豊かで景観が美しいから住みたいと思う人の割合」を設定しています。

次に、「地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出」の目標として、「都市機能誘導区域内の誘導施設の数」を目標設定しています。

目標値につきましては、既存の22施設の維持としています。

また、モニタリング指標として、「文化芸術活動によく親しんでいる人の割合」、「日ごろからスポーツに取り組んでいる人の割合」、「余暇活動が充実している人の割合」を設定しています。

次に、「期待される効果」ですが、目標の実現による効果として、市民の「住みたいと思う人の割合」が79.8%以上となることを設定しています。

数値については、第2期夢・未来・たからづか創生総合戦略で掲げる目標値（令和22年）と同値としています。

宝塚市立地適正化計画原案の説明は以上になります。

最後に、今後のスケジュールですが、議題第1号の宝塚市都市計画マスタープランと同様のスケジュールを予定しています。

以上で、議題第2号「宝塚市立地適正化計画について」の説明を終わります。

会 長 第 2 号議案の説明が終わりましたので、ご質問やご意見を承ります。

委 員 二点あります。一点目に、スライド 8 の対象区域について、なぜ 20 年後の都市を展望しているのでしょうか。都市計画マスタープランは、10 年単位の計画であり、その下に位置する立地適正化計画が 20 年後を見据えるということに違和感があります。

二点目に、スライド 5 2 の目標値の設定においても、令和 22 年（2040 年）となっています。これは、立地適正化計画だけで達成される目標ではなく、宝塚市全体の取組の中で達成されるものだと思うので、ここの目標値に意味があるのかをお伺いしたいと思います。

市 立地適正化計画の基本的な方針の中に、立地適正化計画の目標があります。住宅都市としてプラスアルファの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる都市のイメージが概ね 20 年後を展望しています。併せて、都市計画運用指針に 20 年後を展望して、10 年の計画を策定することが示されています。

義務ではありませんが、立地適正化計画を作成する中で 5 年ごとに検証することが推奨されているためそれに基づいて書かせていただいております、同じくスライド 5 3 ～ 5 5 の目標値や期待される効果についても、検証するには何らかの指標が必要になるため、立地適正化計画が運用できているかという目標値を人口密度と既存の誘導施設数に置き換えさせていただいています。

委員の方がおっしゃる通り、立地適正化計画だけで、指標が達成されるものではありませんが、計画を運用する中で、一定効果があるかを目で見られる目標値として、掲げています。

会 長 計画期間は、両方整合性をとることが前提になっているかと思いますが、なぜ整合性をとることを前提として、立地適正化計画は 20 年後の都市を展望すると設定しているのでしょうか。

市 都市計画マスタープランも立地適正化計画も計画期間は、両方 10 年であり、都市計画マスタープランは 10 年ごとに見直しを行うということで、概ね何年を展望するという記載はありませんが、遠い将来を展望して本計画を作成しています。

立地適正化計画は、都市計画運用指針に基づき概ね 20 年後の都市を展望していますが、両計画の計画期間は合わせています。

会 長 聞き方が悪かったですが、展望するとき、都市計画マスタープランだけでよかったのではないかという議論にならないでしょうか。なぜ立地適正化計画を都市計画マスタープランに整合させるような形で、こういったものが必要になったのかという点を説明してもらった方が良かったと思います。

市 立地適正化計画は将来の人口推移を見据えながら、ということで、社人研の推測では、10 年後はまだ 20 万人を切っていないという結果になっています。

20 万人を切る 20 年後の状況を踏まえながら計画を策定しています。

会 長 立地適正化計画は、居住や都市機能をどのように誘導するかの計画なので、10 年という計画期間を設けたとしても、10 年では目指すべき姿を達成することは難しい

わけです。ただし、都市計画マスタープランにおいても難しい。

都市計画マスタープランの動きだけでは充分ではない、適正な土地利用へと誘導していく手立てを立地適正化計画の役割として位置づけています。但し、目指すべき姿を達成するには10年では難しいため20年という長期を見据えた中で、長期的な観点から、立地適正化計画では戦略的にまとめていると思います。

ご質問のように立地適正化計画の位置づけは、市民に分かりやすく伝わるように工夫した方がいいのではないのでしょうか。

そのほかに委員さんからご意見はございますか。

委員

二点ございまして、一点目は議題書2-24ページの誘導方針についてです。右岸・左岸地域ではなく、武庫川右岸、武庫川左岸という表現にしてはどうでしょうか。

二点目は、立地適正化計画の計画範囲について、市街化調整区域は誘導区域の設定はできないということですが、北部地域のまちづくり方針を立地適正化計画に反映することはできないのでしょうか。

市

一点目について、武庫川右岸、武庫川左岸という表現は、検討いたします。

二点目について、北部地域を立地適正化計画のなかに反映しなくてもいいのかというご意見に対して、都市計画マスタープランの部門別計画において、「たからづか北部地域土地利用計画」を別途作成しています。これは、北部地域全体を対象とした「北部地域まちづくり基本構想」が上位にあり、その中の土地利用の観点から北部地域土地利用計画を作成しています。

北部地域は北部地域土地利用計画で具体的な方針を掲げ、南部市街地については立地適正化計画で持続可能な都市づくりの方針を示し、南部と北部で2つの計画に分けています。あえて立地適正化計画の中に、北部地域のまちづくりの方針を記載する必要はないかと思っています。

会長

その他にございますか。

委員

都市機能誘導区域における都市計画事業の関係を説明して頂きたいです。

市

都市機能誘導区域の都市機能は、医療、福祉、商業などの建物の誘導を図り、居住誘導区域と都市機能誘導区域が相互にコンパクト・プラス・ネットワークでつながることにより、生活利便施設への容易なアクセスとともに、持続可能な都市づくりを目指しています。

都市施設に関しては都市計画法に定められており、例えば、医療、福祉、商業とは別に、道路、学校、クリーンセンターです。

都市機能誘導区域は、都市計画決定を行い計画的な整備をするような都市づくりではなく、ゆるやかに機能を誘導して、そこと居住誘導区域を結ぶことにより、暮らしやすい環境を整えましょうというようなものになります。

会長

今のご質問のなかで補足するとすれば、都市機能誘導の対象となっているものの定義が必要ではないのでしょうか。

- 市 法律上、都市機能誘導といわれる施設を一覧でまとめ、その中から宝塚市としてはこれを選んだというような体系が分かるように、といった意味でしょうか。
- 議題書の2-5ページに記載しています。具体的な建物の名称は記載していないため、検討します。
- 会 長 「※4 誘導施設…都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設」と書かれていても市民の皆さんは理解できないかと思いますので、分かりやすい解説があった方がいいかと思います。
- 市 議題書2-22ページに誘導施設について解説文を掲載していますが、具体的な対象施設等は記載していないため、内容を検討します。
- 会 長 第4章都市機能誘導は、各地域別は、具体的なイメージがつきやすいのですが、第6章都市機能誘導の施策は、都市機能誘導の具体的な施設イメージでなく、立地を誘導するための補助事業などソフトの施策がメインになっています。
- 立地適正化計画は、ソフト部分も含まれた計画なのか、施設誘導を図ることがメインなのか、その辺りの説明をお願いしたいです。
- 市 ソフトもハードも含めた形で居住誘導や都市機能誘導を図っていくと認識しています。また、整備にあたる部分についても、今後の都市機能や居住誘導の意欲を高める刺激になるような整備の仕方を考えていくというように認識しています。
- 会 長 立地適正化計画の、10年間の計画期間の中でどれが優先的で重要な施策になるのか、20年後の目標値を含めてそのトータルのイメージが立地適正化計画には、はっきりしていないのもう少し検討して欲しいと思います。
- その他にございますか。
- 委 員 繰り返し「交通ネットワーク」という言葉が出ており、あちこちに記載されています。一カ所にまとめたような分かりやすいまとめ方はできないのでしょうか。
- 会 長 都市づくりの中で、「交通ネットワーク」はまちづくりの中でどのように位置づけられているのか、また、どこを見れば分かりやすいのでしょうか。
- 市 立地適正化計画は、公共交通を含む様々な移動手段で、居住地と都市機能を誘導する誘導施設を結ぶコンパクト・プラス・ネットワークという考え方です。ネットワークの考え方を5章でまとめており、その施策展開は6章にまとめています。交通ネットワークをまとめることはできませんが、見やすくするという点においては、目次の表現を工夫できる余地があるかと思います。
- 委 員 全体的に分かりやすいですが、もう少しと思ったのですが。交通ネットワークは全てに関わるため、あちこちに出てくるということだと理解しました。
- 会 長 立地適正化計画の部分でも公共交通に絞った内容を加筆いただき、都市計画マスタープランにおいても、交通施設と都市施設が横並びに並列表記になっているため、できるだけ分かりやすくまとめていただき、次回までに書き振りを確認していき

いと思います。それでは第2号議案の審議はこれで終了いたします。

会 長

本日の議題は以上となります。

－ 以 上 －